

## 再評価実施事業一覧表

番号	該当項目	事業名	事業の目的及び概要	本年度 予算額 (千円)	採択 年度	経過 年数	再評価の理由	備考
1	(1) 事業の改善や充実のため、大規模な方針変更を検討すべき事業	中央地域包括支援センター業務 (介護予防支援事業)	<p>地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、地域住民の健康の保持及び生活の安全のために必要な援助を行うことにより、地域の住民を包括的に支援することを目的とする機関である。</p> <p>本市では、市直営1箇所、委託2箇所の3箇所で、高齢者に関する総合相談、高齢者の権利を擁護するための支援、介護予防のための各種取り組み、高齢者虐待に関する相談、認知症に関する相談、介護保険の要支援区分認定者等へのケアマネジメント(介護予防支援事業)等を実施している。</p> <p>本市においては、平成18年度の制度創設以来、委託によりセンターを設置してきたが、平成28年10月に市介護福祉課に市直営の「中央地域包括支援センター」を設置し業務を行っている。</p> <p>○中央地域包括支援センター (H28～ 市直営) 担当地区:岩井第一、岩井第二(長谷1区をのぞく)、弓馬田</p> <p>○北部地域包括支援センター (H18～ 市社会福祉協議会委託 猿島福祉センターほほえみ内) 担当地区:七重、生子菅、逆井山、沓掛、内野山</p> <p>○南部地域包括支援センター (H20～ 中川福祉会委託 ハートフル広侖内) 担当地区:飯島、神大実、七郷、中川(長谷1区を含む)、長須</p>	介護保険 2,854 介護事業 7,990	H28	8年	<p>介護予防支援事業(要支援者のケアプランの作成等)が市直営のセンターの多くを占め、その他の業務を圧迫しており、本来、市直営のセンターとして望まれる「市全体の高齢者の総合支援、相談等に係る統括・基幹的」機能を果たすことが困難な状況にある。</p> <p>介護予防支援事業については、市職員のみでは対応が難しく、民間の居宅介護支援事業所(要介護者対象)に委託している利用者もいる。行政の機能(ノウハウ)を活用できる分野ではなく、むしろ民間サービスが中心となるべき分野である。</p>	